

【取組の概要】

適正に管理されていない老朽危険空き家は、地震時に揺れによる倒壊が考えられます。

特に、緊急輸送路や避難路沿道では、建物倒壊が避難や応急活動の妨げとなる原因となります。

適正に管理されていない老朽危険空き家は、飛散、倒壊等の危険になる前に対策を行う必要があります。

そのためには、適正に管理されていない空き家となった建物を早く確認し、空き家の活用等の検討をしておくことが必要です。

また、空き家等を把握しておくことは、仮設住宅としての活用することも考えられます。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・全国の市町村で、目的に合わせ空き家の適正管理に係る条例が制定されています。

山口県山陽小野田市の条例：山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例（H25. 1. 1 施行）

<概要>

- ◆空き家等の所有者の責務（空き家などの適正管理）
- ◆実態調査及び適正管理措置
- ◆助言、指導、勧告、命令、公表、代執行
- ◆警察その他関係機関との連携

三重県名張市の条例：名張市空き家等の適正管理に関する条例（H24. 4. 1 施行）

<概要>

- ◆空き家等の所有者の責務（空き家などの適正管理）
- ◆実態調査及び適正管理措置
- ◆助言、指導、勧告、命令、公表

- ・空き家を適正に管理していくための支援や活用方法を検討する必要があります。
- ・東日本大震災では、空き家や公営住宅の空き部屋等を仮設住宅として活用している事例があります。

◆参考資料

- ・国土交通省 HP 「空き家再生等推進整備について」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000011.html

- ・一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会 「空家住宅情報」

※ 「地方公共団体等の取り組み事例」 に条例による規則等の取り組みや老朽・危険空き家の除却の取り組みなどが紹介されています。

<http://www.sumikae-nichiikikyoju.net/akiya/>